

令和4年9月

関係各位

林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部

「機械集材装置運転業務特別教育」講習会開催のお知らせ

機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに付属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備）の運転業務に従事する者には、労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条第7号の規定により、事業主が特別教育を実施しなければならないことになっています。

当支部では、法令に定める特別教育の内、集材機の運転（基本操作、応用運転）及びワイヤーロープの取扱い（ワイヤーロープの止め方、接ぎ方及び点検方法）について8時間以上の特別教育（実技）を修了している者を対象に、学科に係る特別教育を下記により実施いたしますので、多数受講されますようご案内申し上げます。

なお、受講修了者には、「機械集材装置運転業務特別教育修了証(学科教育のみ)」を交付します。

記

1. 講習日時 令和4年11月10日（木）
受付 9:20
講習 9:30～17:00
2. 講習会場 (協)京北銘木生産協同組合
京都市右京区京北細野町瀧ノ向6-2 TEL 075-852-0490
3. 講習内容 ①機械集材装置の知識
②ワイヤーロープに関する知識
③関係法令
4. 受講料等 会員（林災防） 8,800円（消費税込）
非会員 11,000円（消費税込）
テキスト代 1,048円（消費税込）
※受講料+テキスト代の合計金額をお振込みください。また、振込手数料の御負担をお願いいたします。

【振込先】

京都中央信用金庫三条支店 普通預金 0515060
林業労働災害防止協会
(リンザイギョウロウサイボウシキョウカイ)

京都銀行二条駅前支店 普通預金 1055624

林業・木材製造業労働災害防止協会

(リンギョウモクザイセイゾウギョウロウドウサイガイボウシキョウカイ)

5. 定員 21名 ※定員に達しましたら申し込みを終了します。
6. 申込先 〒604-8417京都市中京区西ノ京内畑町41-3
林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部
[TEL075-802-2991]
7. 申込方法 電話により仮予約して頂いた上で、別紙申込書に写真を貼付、必要事項を記入し、受講料の振込証明書等の写しと別途写真1枚を添えて郵送又は持参願います。
なお、持参の場合は、窓口で受講料等の支払い可。
※写真のサイズ (タテ 3.6cm×ヨコ 2.5cm : ポラロイド不可、コピー用紙印刷不可、裏面に氏名を記入)
8. 申込期間 令和4年9月12日(月)から同年10月25日(火)まで。
9. その他
 - ①後日、受講票(ハガキ)を送付します。
(講習日の5日前までに届かない場合は連絡してください。)
 - ②当日、本人確認をしますので、受講票と本人確認ができるもの(運転免許証等)をお持ちください。
 - ③申込書に「実技に関する特別教育修了証明書」の記載のない方は、後日、事業主による実技の教育実施後、その証明により前記「修了証」を交付します。
 - ④テキストは講習会場でお渡しします。
 - ⑤受講者本人の印鑑を持参して下さい。
 - ⑥昼食は、各自用意してください。
 - ⑦受講申込後の取り消しの場合は、受講料等は返却いたしかねますのでご了承ください。
 - ⑧不明の点は申込先へお問い合わせください。

10. おことわり

受講の際はご自身のマスクを持参・着用してください。

発熱等の風邪のような症状がみられるときは受講できません。

新型コロナウイルス感染症対策で講習会を中止することが想定されます。中止の場合は事業主様にメール又は電話でお知らせします。

また、(一社)京都府木材組合連合会ホームページ (<https://www.kyomokuren.or.jp>) の新着情報でもお知らせしますので、受講生の皆様も確認してください。

新型コロナ感染症防止対策のため講習を中止する場合、受講手数料等は振込手数料を差し引いた金額を返還します。手続きの詳細についてはメール又は文書で連絡いたします。

***新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、御理解と御協力をお願いします。**